

東京科学大学理学院物理学系

先端物理計測開発室設備共用推進体共用設備利用規定

令和 6 年 10 月 10 日

物理学系会議 制定

1. 本規則は、先端物理計測開発室が運営している物理学系共用設備運用管理システム(以下、共用システムと略称する)や物理学系の共用物品を利用する際に遵守すべき事柄を定めるものである。
2. 先端物理計測開発室が管理する共用物品は、通常は物理学系の工作室、化学処理室、北実験棟 7 共用物品室(以下、共用物品室と称する。図 1 参照)に保管する。
3. 共用設備を利用できるのは、本学の職員、学生および本学特別研究員である(以下、利用者と略称する)。
4. 共用設備を利用するためには、まず利用者の所属する研究室を代表する教員が、物理学系共用設備運用管理システム利用申請書・兼誓約書(様式1)を先端物理計測開発室に提出し、物理学系長から使用許可を得る必要がある。
5. 工作室と化学処理室の利用にあたっては、それぞれの利用規則に従うこと。
6. 工作室と化学処理室の入退室管理は、共用カードキーを用いる。
7. 共用システム使用の要が無くなった場合、共用カードキーを返却する。共用カードキーを紛失した利用者(研究室)は、速やかに先端物理計測開発室に報告するとともに、再発行費用弁済の義務を負う。
8. 各貸出品を貸出登録なく共用物品室外へ持ち出すことを禁ずる。また、その他備品や消耗品も許可なく共用物品室外へ持ち出すことを禁ずる。
9. 設備共用推進体の円滑な運営を行うため、先端物理計測開発室設備共用運営体運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を置く。運営委員会は設備共用運営体運営に関わる関連規則の整備、運用に必要な事項を取り扱う。運営委員会は委員長を置き、本学物理学系における先端物理計測開発室事業の事業責任者をもって充てる。運営委員会は、毎年 1 回運用の状況をオープンファシリティセンターに報告する。上記のほか、運営委員会の組織及び運営等について

は、必要に応じ別に定める。

10. 貸出予約は受け付けていない。借り主との当事者交渉は可とするが、又貸しは禁ずる。返却登録をし忘れている貸出品を借りる場合は、必ず返却登録させてから借りること。
11. 貸出中に、貸出品の故障が生じた場合や発見した場合は、先端物理計測開発室に速やかに連絡して必要な指示を受けること。返却登録は、自身の利用中には故障が無かったことを保証する意味も持つ。なお、誤った使用による故障の場合には、利用者(研究室)に弁済を求めることがある。
12. 借りた物品を紛失した場合や窃盗された場合、速やかに先端物理計測開発室に連絡して必要な指示を受けること。利用者(研究室)に弁済を求めることがある。
13. 本規則及び先端物理計測開発室運営委員の指示に従わなかった場合や延滞時の督促に応じない場合は、利用の許可を取り消してアカウントを停止することがある。
14. 貸出品を学外に持ち出して使用する場合は、あらかじめ先端物理計測開発室に相談する。その後、本学の規則に従って手続きを行う。
15. 本規則の改訂には、物理学系会議の承認を必要とする。

附 則（令和 6年 10月 10日）

この利用規則は、令和 6年 10月 1日から施行する。

東京科学大学		
理学院		
物理学系・物理学コース		
先端物理計測開発室 運営委員会		
南5号館 工作室	南5号館 化学 処理室	北実験棟 7 共用 物品室

図 1. 共用物品室管理の模式図

(様式1)

平成 年 月 日

物理学系長 殿

所属:

身分:

氏名：

物理学系共用設備運用管理システム利用申請書,兼誓約書

共用設備運用管理システム利用規則を遵守して利用すること、ならびに利用中に発生した事故、装置の故障や紛失に関しては、申請者が全責任を負うことを誓約いたしますので、研究室所属の教職員、学生の共用設備運用管理システムの使用を許可するとともに、物理学系共用カードを発行いただけますようお願いいたします。

※以下、事務室記入項目

共用カード番号:

更新記録

[illegible]